

### 日立市コミュニティ活動の在り方検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 本市のコミュニティ活動の維持及び推進について必要な事項を検討するため、コミュニティ活動の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、コミュニティ活動の在り方に関し必要な施策等について検討及び協議を行い、市長に対して提言を行う。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

#### (委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募市民
- (3) 日立市コミュニティ推進協議会を代表する者
- (4) 各種団体を代表する者
- (5) 社会福祉法人日立市社会福祉協議会の職員
- (6) 日立市の職員
- (7) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から提言書を市長に提出した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の委員会への出席を求め、意見又は説明の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境部コミュニティ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から適用する。